(仮称)まちづくり基本条例の要素案(中間まとめ)について

【中間まとめにあたって】

1 .(仮称)まちづくり基本条例の必要性

(1) まちづくり基本条例とは

まちづくり基本条例とは、まちづくりの基本となる仕組みやルールを定め、その基本 ルールをまちづくりに関わるすべての人が共有して、みんなでまちづくりを進めていく ための条例です。市では、市民と行政の協働のまちづくりをより一層推進し、市民主体 の活力あるまちづくりを目指すため、条例の制定に取り組みます。

まちづくり基本条例は、自治基本条例と呼ばれることもあり、条例の名称や具体的な内容は自 治体ごとにさまざまです。条例自体に明確な定義はありませんが、他の自治体の例では、「まちづ くりの基本となる理念や原則」「まちづくりの主体の役割や責務」「市民参画の手続きや協働の仕 組み」「市政運営の基本ルール」などが一般的に盛り込まれています。

このように、まちづくり基本条例は、燕市の将来のまちづくりに関わる重要な条例です。まちづくり基本条例とは、言いかえれば、まちを元気にしたり、暮らしやすくしたりするための道具であると捉えることもできます。

(2) まちづくり基本条例の背景

地方分権改革の進展

地方分権が推進される中、地方自治体には、自主自律の運営が求められており、限られた財源の中で地域が創意工夫を凝らし、地域のことを自分たちで考え、自分たちの責任で決めていかなければなりません。その際、自治体運営に関わるすべての人が、運営に関するさまざまな事柄の決定のよりどころとして共有する自治体運営に関する最も基本的な理念や仕組みが必要になりました。

NPOや市民活動団体や企業など、公共的な役割を担う主体の多様化

NPOや市民活動団体や企業など、まちづくりの担い手が多様化している中で、基礎自治体である市町村がNPOなどとまちづくりの中でどう向き合っていくのかが大きな課題になっています。また、それらの主体と共通目標となるまちづくりの理念や、目指すべきまちづくりの方向をそれぞれが共有すること、あわせて地域における各主体の役割分担や連携の仕組みづくりが必要になりました。

市民ニーズの多様化や公共的課題の複雑化

多様化・複雑化が進む市民ニーズや地域の課題に対し、行政主導で解決を図ることの限界が指摘されています。こうした中、自治体のさまざまな政策によって市民参画の機会をつくっていくという取り組みが広がってきました。行政が政策を動かしていくときに市民に参加を求めながら進めていくという動きです。こうした取り組みを更に発展させるため、誰もが主体的にまちづくりに参加できるための独自のルールづくりが必要になりました。

自分たちのまちの公共的な課題をより良い形で解決していくためには、みんなで考え、行動していくことが重要です。そこで、どのような考えで、どのようなまちづくりを進めていくのかを明らかにして、そのためのルールを条例という形できちんと定めておくことが重要です。このように、まちづくりに関わるすべての人が共有できる新しいまちづくりの基本ルールとして、まちづくり基本条例の制定が必要とされています。

(3) まちづくり基本条例制定の意義

市民がまちづくりの主体であるという再認識

市民の権利や役割の明確化により、市民がまちづくりの主体であり、何より「自分たちのまち」という意識をもって、主体的に考え、行動する市民主体のまちづくりが推進されます。

情報共有によるまちづくりへの関心の向上

情報の共有の基本原則とともに、情報共有のルールの明確化により、まちづくりへの関心が高まるとともに地域の課題等の共有が促進され、まちづくりの主体になる人達が同じ目標を持って、まちづくりを行うことができます。

協働による公共的課題解決の推進(連携・協力体制の構築)

協働の基本原則とともに、各主体の役割分担や協働の仕組みの明確化により、市民、 自治会、まちづくり協議会、NPO、事業者、行政など、まちづくりの主体になる人 たちがまちづくりの共通理念や目標を共有し、協働して公共的な課題のより良い解決 を行うことができます。

市政への市民参画の推進と市政運営の透明性の確保

市民参画の原則とともに市政への市民参画の手続きの明確化により、市の政策の立案、決定、実行、評価及び改善といった各段階に市民の皆さんが参画する機会が増えます。そのため、市民の声をより反映した、より透明性の高いまちづくりを進めることができます。

市政運営の明確化と市職員の意識の更なる向上

市政運営の基本ルールの明確化により、計画的で開かれた市政運営が一層進められます。さらに、市の役割と責務の明確化により、市の説明責任や応答責任など、市職員の意識の更なる向上が推進されます。

条例ができたからといって、目に見える形で皆さんの生活が大きく変化するというものではありませんが、条例の考え方を基本として、みんなが共に考えたり、行動したりすることによって、より良いまちづくりを進めることができます。

また、条例を制定して終わりということではなく、市民の皆さんと一緒に創り上げたまちづく り基本条例を活用し、さらにこの条例を守り育てていくことで、燕市をより魅力あるまちにする ための道筋が見えてくるのではないかと考えます。

2.(仮称)まちづくり基本条例素案の基本的な考え方

(1) 条例のポイント

燕市のまちづくりの基本ルールを定めるまちづくり基本条例は、市民の皆さんが持つ、 まちづくりへの考えや意見を反映させることが必要です。また、条例の内容がみんなに 理解され、自分たちのルールであると共感を持って受け入れられることも重要です。

(2)条例の性格

「基本条例」とは、燕市のまちづくりの進め方についての基本的な事項や考え方を定める条例です。その基本的事項を基に、まちづくりの共通の基本原則や具体的な仕組みなどを分かりやすく示すものです。

(3)全体構成の考え方

(仮称)まちづくり基本条例素案を考える上で、個別分野(例えば、健康福祉、生活環境、都市計画、教育など)に関する規定は、それぞれの分野の個別条例等に委ねることを原則として、燕市のまちづくりの全体に関わる仕組みを分かりやすく、簡潔に示すことを基本として構成する必要があります。

まちづくり基本条例は、先進事例を見ても、理念的・抽象的な内容にどうしてもなりがちです。また、当たり前のことが書いてあるだけともとらえられます。しかし、この条例を本当の意味で生きたものとしていくためには、既存の条例や計画その他の政策がこの条例の内容と整合したものであるかどうか見直し、あるいは新たに条例等を整備していかなければなりません。さらに、条例の制定後も、その内容を進化させていく必要があります。

その意味では、100 パーセントの条例を目指すのではなく、必要に応じて容易に改正が可能な柔軟な条例とする必要があります。

市民検討会議の意見から (「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」)

誰もが分かりやすい条例、分かりやすい文章、使いやすい、守られやすい条例

【個別意見】・広く市民が親しみ易く、守り、守られやすい条例

・わかりやすい文章でまとめたい

実効(実行)性のある条例

【個別意見】・『まちづくり基本理念』『教育立市宣言』を具現化し、行動していく体制 づくりを条例にしたい

条例の周知、みんなに知ってもらえる条例

【個別意見】・誰もが知っている条例

独自性のある条例

【個別意見】・オリジナリティのある条例

その他、条例のあり方に関する意見

【個別意見】・多くの人の意見を聞いて良いところを盛り込みたい。

・条例をつくっただけで満足になってしまわないもの。

3.(仮称)まちづくり基本条例素案の検討の進め方

(1) 市が考える制定の目的(燕市総合計画に基づく考え)

基本計画 - 市民とともに築くまち - 市民との協働体制の構築・・・ 協働の仕組みづくり

- ・まちづくりの基本となる方針やルールを明確にすること
- ・まちづくりの理念や目標を明らかにして、みんなで共有すること **役割分担の明確化**
- ・市民やさまざまな主体と行政との関係、役割や責務を明確にすること 市民の参画・協働の機会の確保
- ・市民が参画・協働しやすい環境や市民の声が反映される行政の仕組みをつくること
- ・まちづくりに関する行政の意思決定への市民参画を制度的に保障すること

(2) 市民検討会議での検討項目(上記の施策を検討のベースとして考えるもの)

検討項目 「市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと」

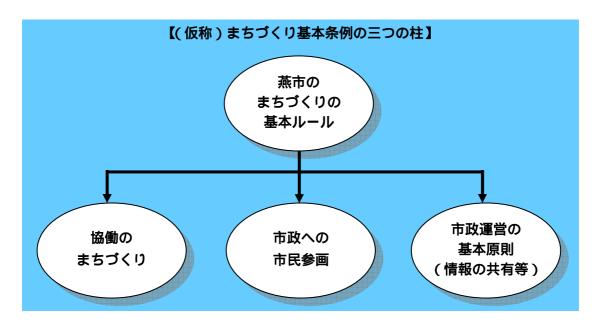
~ 市民と行政がキャッチボールできる方法を考えましょう~

検討項目 「燕市のまちづくりの主体(担い手)とその役割と責務(責任や義務)」

~ まちづくりの主人公は誰?~

検討項目 「燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」

~ 燕市のまちづくりの基本ルールを考えましょう~



この3つの柱を基本に、協働のまちづくり、市民参画、情報共有等について、それぞれ各主体の役割、仕組みや手続きなどをより具体的に定めるものとします。なお、基本的な検討項目のほか、検討の中で他の項目が出てくれば、さらに検討を行います。

【(仮称)まちづくり基本条例の要素案】

1.これまでの検討から見る条例の構成要素

【これまで行った検討テーマ】

- ・「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたい(したくない)こと」
- ・検討項目 「市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと」
- ・検討項目 「燕市のまちづくりの主体とその役割と責務」

これまでの検討を基に、素案全体の構成(案)を次のように考えました。

【条例の構成要素の概要(案)】

条例の名称	
ホッツロか	

前 文

総則

目的、用語の意味(定義)

まちづくりの基本理念、まちづくりの基本原則

まちづくりの主体

市民の権利、市民の役割

地域コミュニティの役割(自治会、まち協) 市民活動団体の役割

事業者等の役割、市議会の役割、市の役割(市の職員)

協働

協働の推進、協働事業の推進、地域活動・市民活動の推進

行政による支援、自主性・自立性の尊重、人づくり

市民参画

市民参画の推進、市民意見の反映、審議会等(会議の公開)

対話の場、パブリックコメント、住民投票

市政運営

情報共有、情報公開、個人情報保護、説明責任・応答責任

総合計画、行財政運営、行政改革、行政評価

まちづくりの仕組み、交流、国・県との連携

条例の位置付け

条例の見直し

各構成要素の順番やこのようなまとまりになるかは、まだ決まっていません。また、前文など、一般的にこの条例に規定されているものを事務局案として追加で掲載しましたが、その必要性については、今後検討していく必要があります。

2.これまでの検討と条例の構成要素との関係表

テーマ「まちづくり基本条例に期待すること」「こんな条例にしたいこと」より (第2回・第3回市民検討会議)

67 (F) (- 1++ 1)	+h.T.T.(// - 1 - %:-			
条例の構成 案	整理後のカテゴリ (構成要素案)	簡潔な表現に整理したもの	事務局で整理した主な意見	班
条例化していく際の考え方	・条例のあり方		・誰もが分かりやすい条例 ・分かりやすい文章 ・使いやすい、守られやすい条例 ・実効(実行)性のある条例 ・条例の周知 ・みんなに知ってもらえる条例 ・独自性のある条例 ・その他、条例のあり方に関する意見	1 班,2 班, 3 班,4 班, 5 班
前文総則	・目的 ・まちづくりの理念		・条例制定の目的 ・目指すまちの姿、人づくり、 危機管理、福祉、環境、歴史 /文化、教育、産業、男女共 同参画	1 班,2 班, 3 班,4 班, 5 班
	・市民の権利	市民は、まちづくりの主体で す。	・市民の権利	3 班,4 班
まちづくり の主体	・各主体の役割	各主体の役割等を明確にし ます。	・各主体の役割や関係性の明確 化 ・市民の役割、行政の役割、議 会の役割、企業(事業者)の 役割、市長の役割、職員の役 割、議員の役割、地域コミュ ニティの役割、自治会の役 割、まち協の役割、NPOの 役割	1 班,2 班, 3 班,4 班, 5 班
協働のまち づく!)	・協働の推進	市民と市は、協働のまちづく りを積極的に推進します。 市は、様々な主体が共に活動 できるような仕組みを整備 します。	・各主体の連携、協力・協働の仕組み	1 班,3 班, 4 班,5 班
	・地域活動、市民活 動の推進	地域活動を推進します。ボランティア等市民活動を 推進します。	・地域活動・市民活動	4 班
市民参画	・市民参画	市は、市民参画の機会を確保するとともに、市民参画を積極的に推進します。 市は、審議会等の委員に公募市民を選任するよう努めます。 重要事項について、住民投票を実施することができます。	・市政への参加・審議会・住民投票	1 班,2 班, 3 班,4 班, 5 班

	・市民意見の反映	市は、市民の意見、提言等が 適切にまちづくりに反映さ れるよう必要な措置を講じ ます。	・市民の声の反映	1 班,2 班, 3 班,4 班
		市は、市民と活発な意見交換 ができるよう対話の場を設 けます。	・意見交換の場づくり	
		市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開します。	・分かりやすい情報開示	1 班,3 班, 4 班,5 班
	・情報公開 ・情報共有	市民と市は、相互に情報を共 有します。	・情報の共有	
		市民は、市政運営に関する情 報を知る権利を有します。	・知る権利	
	・説明責任	政策等の経過、内容、効果等 を市民にわかりやすく説明 します。	・行政の説明責任	1 班,3 班, 5 班
市政運営	・行財政運営	市政運営を効率的かつ効果的に行います。	・行政運営・健全な財政運営	1 班,2 班, 3 班
	• 行政改革	健全な財政運営を行います。 積極的に行財政改革に取り 組みます。	・行政改革	3 班
	・まちづくりの仕組 み	新たなまちづくりの仕組み を提案していきます。	・まちづくりの仕組み	4 班,5 班
	・交流	人と人のつながりを大切に し、広く交流を深めます。	・世代間交流 ・地域間交流	1 班,2 班, 4 班
	・国・県との連携	国、県、市は対等な立場で協 力し合います。	・国、県、市の関係	3 班
条例の位置付け	・条例の位置付け / 規範性	条例等の制定、基本的な計画 の策定、事業の実施等にあた り、この条例の趣旨を尊重し ます。	・個別の問題解決の指針 ・個別の条例をつくる際の規範	1 班,2 班, 4 班,5 班
条例の見直し	・進化する条例/見 直し(改正規定)	実態に即して、見直し、改正 を行います。(進化する条例) 具体的な見直しと条例運営	・改正規定・見直しや実行性の確保のため	2 班,4 班, 5 班
		のための組織を設置します。	の組織	

テーマ 検討項目 「市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと」 ~市民と行政がキャッチボールできる方法を考えましょう~より (第3回~第5回市民検討会議)

	(第3回~第5回巾氏検討会議) 解決策・仕組みに関する意見を整理			
条例の構成 案	整理後のカテゴリ (構成要素案)	簡潔な表現に整理したもの	事務局で整理した意見	班
		市は、市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織運営を行います。	・分かりやすく機能的で効率的 な行政組織を編成する	2班,3班, 4班,5班
まちづくりの主体	・各主体の役割	市民は、自らがまちづくりの 主体であることを認識し、地域社会に関心を持ちます。 市の職員は、市民の視点に立ち、市民との信頼関係を向上します。	・意識の改革/意識の醸成に努めること	1 班,2 班, 3 班
	・市民参画の推進	市は、積極的な市民参画が図られるよう、多様で開かれた場と機会を提供します。 市は、審議会等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成等を考慮し、幅広い分野から人材を登用します。	・参画機会の保障 / 参加の場や機会の創設	1 班,2 班
+		市は、実効性のある市民参画 の仕組みを構築します。	・参加の仕組みづくり / 参加の ルールづくり ・ルールの明確化	1班,2班, 3班,4班, 5班
市民参画	・市民意見の反映	市は、市民の意見、提言等が 適切にまちづくりに反映さ れるよう必要な措置を講じ ます。	・まちづくりに関する意見、提 案を政策等に反映させる制 度の整備及び充実を図る	1班,2班, 5班
	対話の場	市は、市民が必要とするまち づくりの学習機会の提供を 充実します。	・学習の場や機会の創設	1 班,3 班, 5 班
	V1000-20	市は、市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設けます。	・直接対話の機会や場を充実する	2 班
協働		市民及び市は、協働のまちづ くりを積極的に推進します。	・各主体との連携を図る	1 班,2 班, 5 班
	・協働の推進	市民と市または市民同士が まちづくりの目標を共有し ます。	・まちづくりの目的、理念を共 有する	1 班,4 班
Party I Party	total fact and factoring	適切な役割分担及び対等な 関係を保ちます。	・各主体の役割や責務の明確化	1 班,3 班, 4 班,5 班
		協働のまちづくりを推進す るための仕組みや環境づく りを進めます。		1 班,3 班, 4 班,5 班

T				1
	・協働事業の推進	市は、協働して実施すること により効果的に実施できる 事業等について、協働事業の 実施を推進します。	・協働事業の推進	1 班,2 班,3 班,5 班
		市民は、協働事業を提案できます。		
	・地域活動の推進 ・市民活動の推進	市民は、地域コミュニティの 活動や市民団体の活動に参加し、協力します。 市は、地域活動や市民活動を 促進するため必要な支援を 行います。	・地域活動、市民活動を推進す る	2班
	・市の支援	市は、多様な主体と共に活動 できるよう適切な支援を行 います。	・各主体の交流の場の提供及び 促進 ・活動に対する支援/支援制度 の拡充	. ,
	・自主性、自立性の尊重	市は、公共的かつ公益的な活動に対する自主性及び自立性を尊重します。	・各主体の自主性、自立性を尊重する	2 班,5 班
	・人づくり	市は、市民と共に、まちづく りを支える人材を育成しま す。	・リーダーの育成 (人づくり) の推進	1 班,4 班
	・情報共有	市は、まちづくりに関する情報を共有し、意見交換が図られるよう、多様で開かれた場と機会を提供します。	・情報共有/意見や情報交換の 開かれた場と機会の提供	2 班,4 班
		市は、わかりやすい情報を提	・情報提供を充実する	1班,2班,3班,4班
市政運営	・情報提供	供するとともに情報提供を 充実します。	・分かりやすい情報提供を行う ・積極的な情報提供を行う	1 班,2 班, 3 班 4 班,5 班
	・情報収集	市は、まちづくりの課題等を 的確に把握するため情報収 集を行います。	・積極的な情報収集/意見等を 的確に把握する	1班
	・説明責任、応答責任	市は、まちづくりに関する市 民からの意見、要望、質問等 に対し適切に応答します。	・説明責任を果たす、意見や要 望等の取扱いについて公表 する	1 班,4 班
	・行政評価	市は、行政評価を実施し、評 価結果を政策等に反映しま す。	・適切な評価やフィードバック を図る	1 班,3 班

テーマ 検討項目 「燕市のまちづくりの主体とその役割と責務」 ~ まちづくりの主人公は誰? ~ より (第6回~第8回市民検討会議)

		(第6回~第8回印氏	/// HI A HIX /
主体の区分	事務局で整理した役割(案)	カテゴリ	班
市民	市民は、まちづくりの主体です。	・まちづくりの主体	1 班,3 班,
			4 班
	市民は、自らができることを考え、主体的に行動しま	・主体的に行動	1 班,2 班,
	す。		3 班,5 班
	市民は、地域社会(まちづくり、地域づくり)に関心	・関心を持つ	1 班,2 班,
	を持ちます。		4 班,5 班
	市民は、積極的にまちづくり(市政運営、地域活動、	・市民参画	1 班,2 班,
	市民活動)に参画するように努めます。		3 班,4 班,
	(「積極的に」は不要)		5 班
	市民は、個人の権利を守ります。	・権利を守る	2 班,5 班
	(権利の前に「義務を果たし」を追加)		
	市民は、協働の担い手です。	・協働	3 班
	市民は、お互いを尊重します。	・個人の尊重	1 班,3 班
	市民は、お互いに助け合い、支え合います。	・助け合い	1 班,3 班
	市民は、地域コミュニティを守り育てます。	・地域コミュニティ	2 班,3 班,
			4 班
	市民は、地域環境を守ります。	・環境	2 班,4 班,
			5 班
	市民は、市民参画に当たって、自らの発言と行動に責	・個人の責任	3 班
	任を持ちます。		
	市民は、目標(まちづくりやひとづくりの理念)をそ	・理念	2 班
	れぞれが共有します。		
	市民は、人と人のつながりを大切にし、広く交流を深	・市民同士のつながり	2 班,4 班,
	めます。		5 班
地域コミュニティ	安全・安心な住み良い地域環境を整備します。	・地域環境の整備	1 班,2 班,
(自治会、まち協			4 班
等地域団体に共通	地域の特色を生かした様々な活動を行う場としての役	・地域特性	1 班,2 班,
する役割)	割を担います。		3 班,5 班
	参加を通して交流を図り、市民同士の連帯感を醸成し	・参加	1 班,
	ます。		2 班
		・交流	1 班,2 班,
			3 班,4 班
		・連帯感の醸成	2 班,4 班
	地域における協働を推進します。	・連携と協力	1 班,2 班
	地域の人材を育成します。	・人材育成	1 班,5 班
自治会	地域の意見を集約し、市政に反映する役割を担います。	・地域住民の意見の集約	1 班,2 班,
			3 班,4 班,
			5 班
		・地域意見を行政に反映	1 班,
		1 • - 1 • - 1 • - 1	5 班
	地域の課題を把握し、お互いに協力し合って解決しま	・地域課題の調整及び解決	1 班,2 班,
	す。	C WHITE TO HOLD O 1971//	3 班,4 班

Г	<u> </u>	let-te	- -
	情報の交換や伝達を行い、地域に開かれた活動を行い ます。	・情報 	2 班,3 班
	a,	・地域に開かれた運営	2 班,3 班
	地域の重要な基盤としての役割を担います。	・地域運営の基本	2 班,3 班,
	(「基盤」という文言は要検討)		4 班,5 班
まちづくり協議会	まちづくりに関する総合的な協議、連絡、意見調整の場として、広範の地域のまちづくりの提案を行います。	・広範のまちづくり	3 班,4 班
	自治会と協働(対等な立場で連携・協力)しながら、 地域の公共的課題の解決に取り組みます。	・自治会との協働	3 班,4 班
	様々な活動を通じてコミュニティ意識の醸成を図りま す。	・コミュニティ意識の醸成	4 班
	まちづくりの目的を共有します。	・方針の共有化	4 班
	地域の特色を生かした様々な活動を行う場としての役 割を担います。	・地域特性	4 班
市民活動団体	【市民】市民活動に対する理解を深め、その活動に自 主的に参加し、協力します。	・活動への参加、理解	2 班,3 班
	自らの持つ知識、専門性等を生かした活動を行います。	・知識、専門性	1 班,2 班
	市民活動のもつ特性(専門性、柔軟性、多様性等)を	・市民活動の特性	1 班,2 班,
	生かした活動を行います		3 班
	市民活動の充実を図ります。	・活動の充実	1 班,2 班,
			3 班,4 班,
			5 班
	人づくりを推進します。	・ひとづくり	4 班
	活動に関する情報の発信や提供を積極的に行います。	・情報	1 班,2 班,
			3 班
	様々な主体との協働を推進します。	協働	2 班
	活動を通して地域社会に貢献します。	・社会貢献	2 班,5 班
事業者等	地域経済の活性化に努めます。	・産業の活性化	1 班,2 班,
-		*! 4 ** * b	3 班,4 班
	公共的な活動に協力し、地域社会に貢献します。	・社会貢献	1 班,2 班,
		III I IN-TI	4 班,5 班
		・地域活動	2 班,3 班,
-		/	4班
-	自らの持つ知識、専門性等を生かした活動を行います。	・知識、専門性	1 班,2 班
-	活動に関する情報の発信や提供を積極的に行います。	・情報	1班,4班
	技術を継承し、人材を育成します。	・技術の向上	1班,2班
		・人材育成	1 班,2 班, 5 班
	様々な主体との協働を推進します。	・協働	1 班,4 班, 5 班
学校等	まちづくりを支える人材を育成し、未来の燕市を担う 子どもを育てます。	・人材育成	1 班,3 班, 4 班
	燕市教育立市宣言に基づき、教育の振興に努めます。	・教育	1 班,3 班
	様々なまちづくりの主体と協働し、学校を核とした活	・保護者との連携	1 班,4 班
	動を進めます	・地域との連携	1 班,4 班
市議会	市の意思決定機関として役割を果たします。	・重要事項の決定	1 班,3 班, 4 班

	市政を監視する機関としての役割を果たします。	・行政の監視	1 班,2 班,
	政策立案・政策提言を積極的に行います。 (当然のことであり、明文化の必要なし)	・政策立案・政策提言	3 班
	議会活動に関する情報を市民にわかりやすく提供し、市民に開かれた議会運営を行います。	・情報	1 班,2 班, 3 班,4 班, 5 班
	市民の意思を代表し、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。	・市民意見の反映	1 班,2 班, 3 班,4 班,
市	政策等の立案、決定、実施、評価の各過程において、 その経過、内容、効果等を市民にわかりやすく説明し ます。	・説明責任	5 班 1 班,2 班
	市民からの意見、要望、質問等に対し、速やかに、かつ、適切に応答します。	・応答責任	3 班
	総合計画を策定し、計画的な行政運営を行います。 効率的かつ効果的な政策を実施するとともに、健全な	・行政運営 ・財政運営	2班1班,2班,
	財政運営を行います。 市政運営を効率的かつ効果的に行うため、行政評価を 実施し、評価結果を政策等に速やかに反映します。	・行政評価	4班 1班,3班, 5班
	前例にとらわれない柔軟な姿勢と新たな発想で行財政改革に取り組みます。	・行政改革	2 班,4 班
	市民福祉の増進を図るため、効率的で質の高い行政サービスを提供します。	・行政サービス	1 班
	公正な市政運営を行います。	·公正(=公平)	1 班,2 班
	市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織運営を行います。	・組織運営	1 班
	執行機関が相互に連携し、協力しながら行政機能を発 揮します。	・内部の連携	1 班,4 班
	お互いに尊重し合い、それぞれの特性を理解し合い、 補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進 します。	・協働の推進	2 班,4 班
	各主体が協働のまちづくりの理念や目的を共有できる よう必要な環境づくりを行います。	・理念・目的の共有	3 班
	協働のまちづくりを推進するための仕組みや活動拠点 の整備等必要な環境づくりを行います。	・仕組み・環境づくり	2 班,5 班
	多様な主体が共に活動できるよう適切な支援を行います。	・支援	1 班,3 班, 4 班,5 班
	まちづくりを支える人材を育成するための機会を提供します。	・人材育成	1 班,5 班
	市の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の 向上を図るため、市民参画の機会を確保し、市民参画 を積極的に推進します。	・市民参画の推進	5 班
	実効性のある市民参画の仕組みを構築し、市民の意見、 提言等が適切にまちづくりに反映されるよう必要な措	・市民参画制度 ・市民意見の反映	1班 1班,2班,
	置を講じます。	・情報共有	4 班 3 班,5 班

			1
	まちづくりに関する情報を適切な時期及び方法により	・情報公開	1 班,4 班,
	積極的に公開します。		5 班
	市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、必	・市民の権利を守る	1 班,3 班
	要な措置を講じます。		
市の職員	職員は、市民全体のために働く者として、法令を遵守	・全体の奉仕者	2 班,5 班
	し、公正かつ誠実に職務を遂行します。	・誠実	3 班
		・法令遵守	5 班
	職員は、市民の視点に立ち、市民との信頼関係を向上	・市民の視点に立つ	2 班,3 班,
	します。		4 班
		・信頼関係	1 班,3 班
	職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、	・まちづくりへの参加	2 班,3 班,
	積極的にまちづくりに参加します。		4 班
	職員は、職務の遂行に必要な知識の修得、技術等の能	・職員研修	5 班
	力開発や自己啓発を行います。		
国、県の機関等	【市】市は、国、県、他の地方公共団体と対等な立場	・国、県、他自治体と連携	1 班,5 班
	で互いに連携し、協力して行政課題の解決に取り組み		
	ます。		
全ての主体	まちづくりの目的や理念を共有します。	・目的や理念の共有	4 班,5 班
	市民と市が相互にまちづくりに関する情報を提供し、	・情報の共有	5 班
	共有します。		
	市民参画の機会を平等に保障します。	・市民参画	5 班
	市民と市が協働して公共的課題の解決に当たります。	・協働	5 班

テーマ 検討項目 「燕市のまちづくりの主体とその役割と責務」の意見の整理より (第8回市民検討会議)

事務局で整理した		
まちづくりの主体	各主体の定義(暫定)	主な論点
市民	市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する者をいいます。	・条例に規定する市民の範囲に団体を 含めるかについては、他の主体と重 なる部分があるため、含めないとい う意見が多く挙げられました。
地域コミュニティ	地域における多様なつながりを基礎として、共通の目的を持ち、当該地域にかかわりながら活動をする団体をいいます。 (自治会)市民により自主的に組織し、地域コミュニティを形成する最も基礎的な団体をいいます。 (まち協)地域コミュニティの活動を小学校区等の一定の単位で実現するための組織をいいます。	・自治会とまちづくり協議会の役割を 地域コミュニティとは別に定めるべきかについては、意見が分かれました。それぞれ別々の役割があり、明確にすることでメリットがあるとの意見から、現時点では別々に定める方向で検討します。
市民活動団体	市民活動(市民が自主的に行う公共的かつ公益的な活動で、営利を目的としないもの)を組織的かつ継続的に行う団体をいいます。	・各グループで条例に定めるべきとい う意見で一致しました。
事業者等	市内において、営利又は非営利の活動、公共的活 動その他の事業活動を営む団体をいいます。	・各グループで条例に定めるべきとい う意見で一致しました。
学校等	(規定不要)	・学校等を構成する教育委員会、 PTA・保護者会といった主体は、別に定める市、地域コミュニティ、市 民活動団体などの主体と重なる部分 が大きく、突出して規定するのでは なく包括的に規定する方が望ましい との考えから、条例に定めないこと とします。
市議会	市の議会をいいます。	・市議会については規定しないという 意見もありましたが、市議会につい ては規定し、市議会の議員について は規定しないという意見が多く挙げ られました。
市	市長その他の執行機関等をいいます。 (市の職員)市長その他の執行機関等の職員をいいます。	・市の定義で、市という表現を「市長等」と、執行機関という表現を「行政機関」と変更する意見もありました。条文化する中で、不都合があれば修正を検討します。市職員については、市と分けて規定すべきという意見が多く挙がりました。
国、県の機関	(規定不要)	・まちづくりの主体としては、条例に 定めないこととします(後述の「国・ 県との連携」で規定すべきか検討し ます)。